

令和6年9月

創発研究者・若手研究者・研究教授、研究准教授の使用料金割引について

実施事項

- ◇ 令和6年1月15日に制定された研究設備・機器等の利用料金に関する全学的な考え方にに基づき、創発研究者、若手研究者（博士学位取得後8年未満）、研究教授、研究准教授の研究経費（科研・外部資金）に対して機器利用料金20%を割り引く
- ◇ 対象になる経費は、対象者が管理している 科研・外部資金（受託研究費、共同研究費、受託事業費、補助金等）とし、運営費、寄付金、個別寄付金、間接経費は除く
 - * 対象者が管理している経費とは、会計システムの所管コードで判断する
- ◇ 対象になる研究経費の判別は、研究協力課にリストを提供してもらい行う
- ◇ 令和6年10月機器使用分より対象者の割引を開始する

* 10月機器使用分からの割引に使用する対象者リストの問い合わせは

kyoumed@okayama-u.ac.jp まで

名前（フルネーム）、フリガナ、所属 を明記ください

* 対象になる方は、御自身が管理している対象経費の利用申込が必要になります

共同実験室機器利用申込及び、経費支払申請書について

<https://www.okayama-u.ac.jp/user/crl/main/keihi.html>